

三重県後期高齢者医療制度に加入いただいている方に、平成21年診療分の「医療費のお知らせ」をお送りします。送付を希望される方は、以下までご連絡ください。

【連絡先】

三重県後期高齢者医療広域連合事業課
TEL 059-221-6884 FAX 059-221-6881

- ◇ 「医療費のお知らせ」は、ご自身の実際にかかった医療費を確認いただくことで、健康の大切さを改めて認識していただくためのものです。確定申告などで「医療費控除」の領収書の代わりとなるものではありません。
- ◇ お知らせする内容は〈受診した医療機関名・日数・医療費の10割の金額等〉を、発行を希望する月別にお知らせします。（平成21年1月～12月診療分のみ）
- ◇ 申込みは代理の方でも可能ですが、送付は被保険者本人宛となります。

医療費をお知らせします！

—後期高齢者医療—

野外焼却は法律で禁止されています!!

廃棄物（ごみ）の野外焼却は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により一部例外を除き、禁止されています。

●なぜダメなの・・・？

野外焼却は、煙の臭いや灰による洗濯物への汚れなど周囲の迷惑になります。また、火災やダイオキシン類の発生原因にもなると言われています。

●もし、違反したら・・・？

違法に野外焼却をした場合は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はその併科に処せられる場合があります。

●どうすればいいの・・・？

家庭から出る廃棄物（ごみ）は、燃やさず、決められた日に決められた場所へ分別して出しましょう。

■焼却禁止の例外規定

例外となる焼却方法	具体的な例
■国又は地方公共団体がその施設を管理するために必要な廃棄物の焼却	河川敷の草焼き、道路側の草焼き
■震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却	災害等の応急対策、火災予防訓練
■風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却	正月の「しめ縄、門松等」を焚く行事
■農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却	焼き畠、あぜ草及び下枝の焼却、魚網にかかったごみの焼却
■たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの	落ち葉焚き、たき火、キャンプファイヤー ※軽微なものとは、煙の量や臭い等が近所の迷惑にならない程度の少量の焼却のことをいいます。

★焼却の例外と言えども、むやみに焼却して良いというわけではありません。周辺の生活している人の立場にたって、生活環境へ十分配慮してください。

問い合わせ先 町民福祉課 377-5653